

# 平成 18 年度 公益法人に関する年次報告

## 概 要



平成 18 年 8 月

総 務 省

## 平成18年度 公益法人に関する年次報告〈概要〉

公益法人に関する年次報告は、平成8年9月の閣議決定に基づき公益法人の実態及び指導監督基準等の実施状況を明らかにするため、平成9年度から作成しています。平成18年度の同報告の概要は次のとおりです。

### 1 公益法人の現況（平成17年10月1日現在）

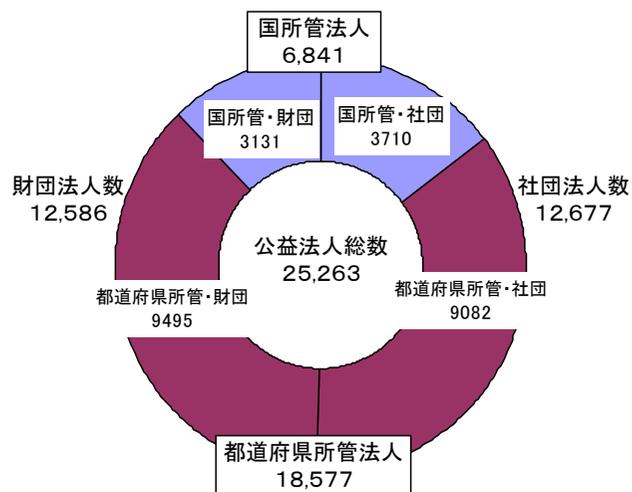
#### ① 総数等

- ・公益法人の総数は、25,263法人（前年比278法人減）
- ・社団法人と財団法人とではほぼ2分
- ・都道府県所管法人が全体の約7割
- ・新設法人数は152法人、解散法人数は422法人

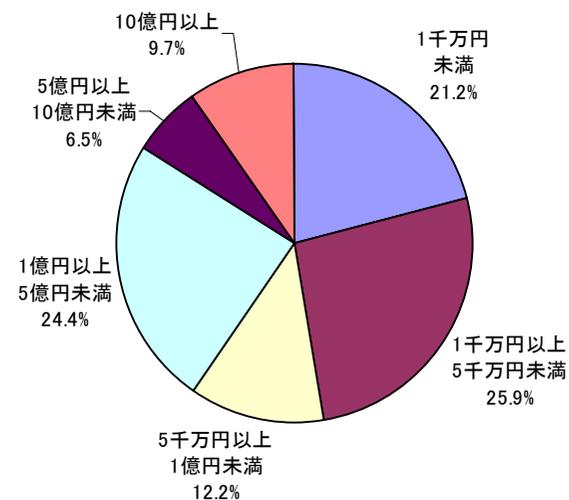
#### ② 年間支出額規模

- ・年間支出額規模は、1千万円以上5千万円未満が25.9%、1億円以上5億円未満が24.4%を占める一方、1千万未満も21.2%を占め、バラツキが大きい。

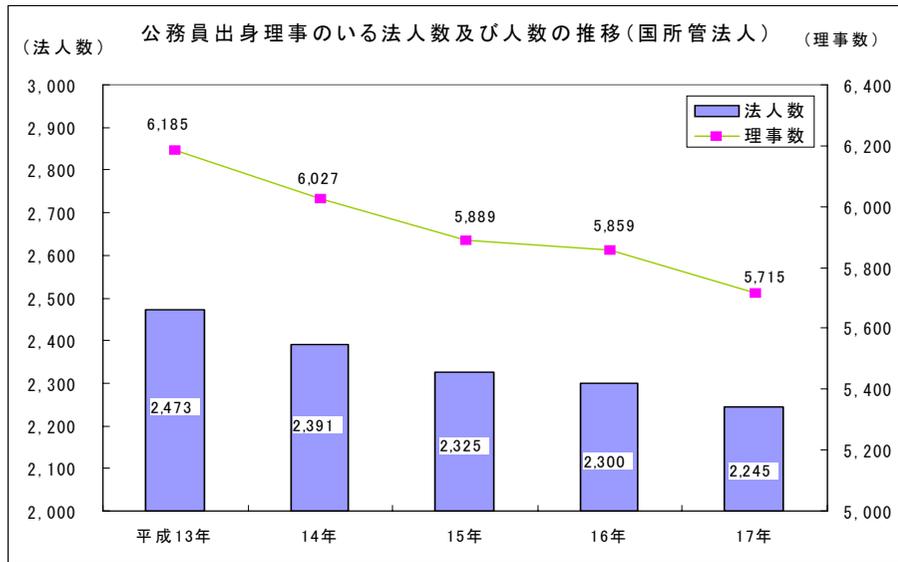
公益法人の構成



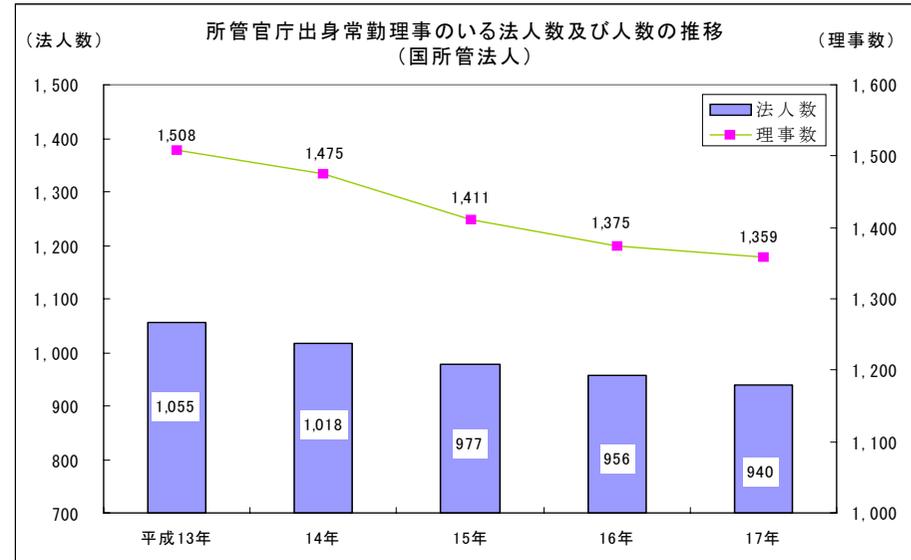
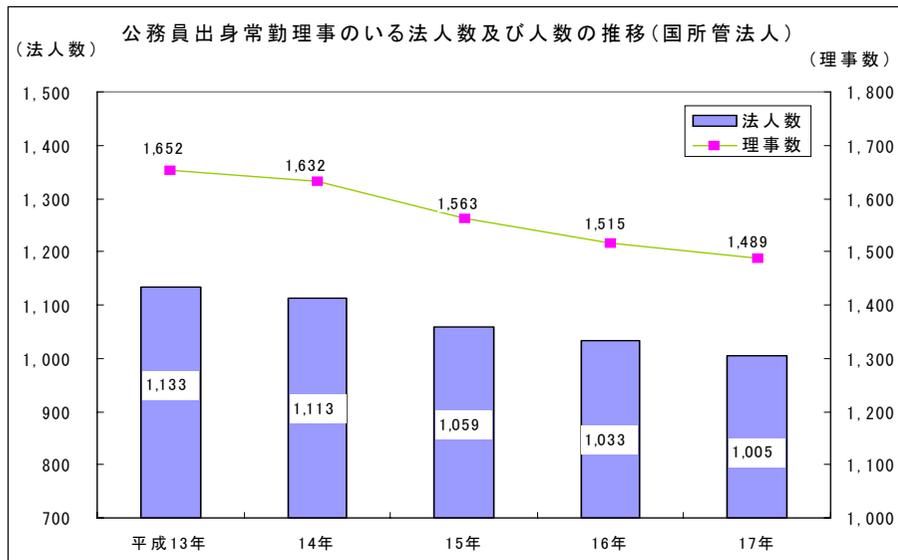
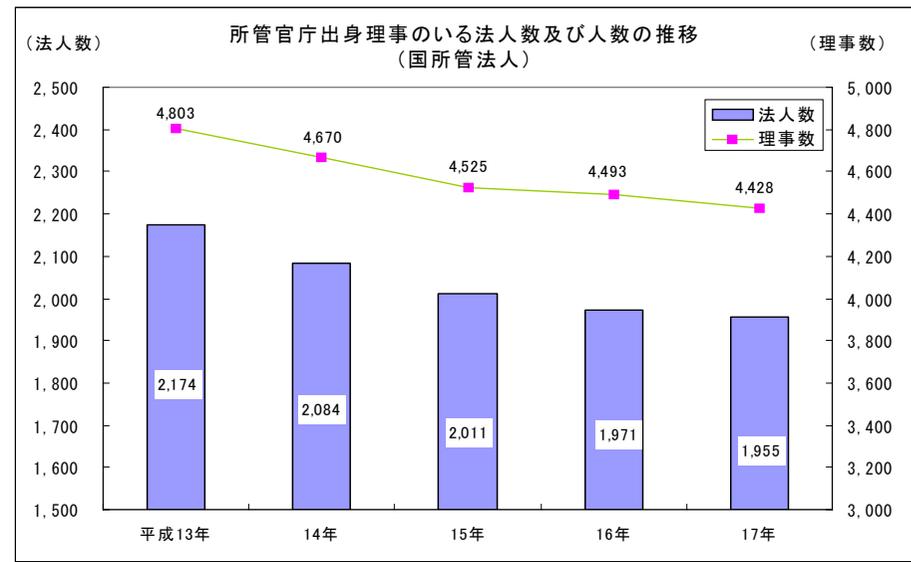
年間支出額規模別割合



③ 公務員出身理事（国所管法人）



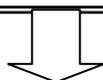
④ 所管官庁出身理事（国所管法人）



## 2 主な指導監督基準の適合状況等（平成17年10月1日現在）

### ① 所管官庁出身理事

指導監督基準では、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下とする旨規定。



・本規定については、運用指針において、所管官庁出身者の要件が本省庁課長相当職以上であって退職後10年未満の者等とされているが、平成18年通常国会における指摘等を踏まえ、所管官庁出身者に本省庁課長相当職未満の者等を含める方向で見直す予定。

#### <所管官庁出身理事に係る実態調査結果>（国所管法人分）



(注1) 勤続20年以上の者

(注2) 調査対象は、平成18年4月1日現在の全ての国所管法人（6,789法人）

### ② 同一親族・企業関係者理事

指導監督基準では、同一の親族・特定企業関係者が理事現在数に占める割合を3分の1以下、同一業界関係者が理事現在数に占める割合を2分の1以下とする旨規定。



・国所管法人については、3分の1又は2分の1を超える法人が相対的に少ない傾向。  
・都道府県所管法人において一層の改善の必要。

#### 同一親族理事数が3分の1を超える法人数



合計253法人（共管重複分を除く） 達成率99.0%

#### 同一特定企業関係者理事数が3分の1を超える法人数



合計262法人（共管重複分を除く） 達成率99.0%

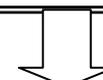
#### 同一業界関係者理事数が2分の1を超える法人数



合計6,121法人（共管重複分を除く） 達成率75.8%

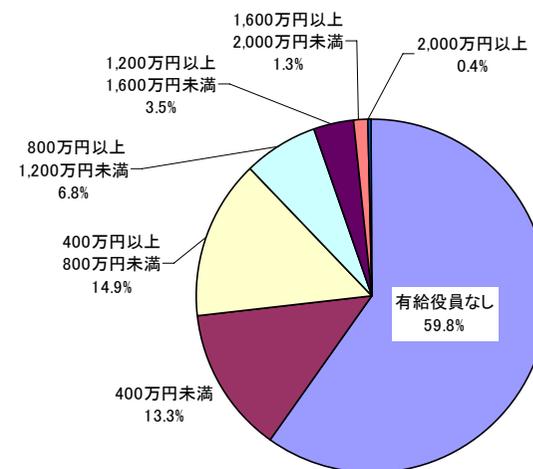
### ③ 有給常勤役員の間平均年間報酬額

指導監督基準では、役員の間報酬等について法人の資産・収支状況・民間給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする旨規定。



・有給役員が存在しない法人が約6割を占める。  
・次いで、平均年間報酬400万円以上800万円未満の法人が15%程度を占める。

#### 有給常勤役員の間平均年間報酬額規模別割合



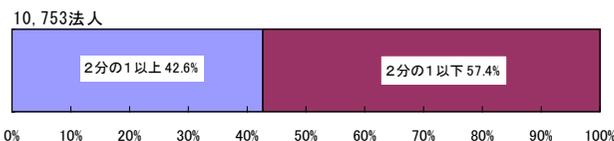
#### ④ 公益事業費割合・管理費割合

指導監督基準では、公益事業の規模を可能な限り総支出額の2分の1以上とする旨規定。

また、管理費の割合を可能な限り総支出額の2分の1以下とする旨規定。

- ・公益事業の規模が総支出額の2分の1以上の法人は約4割。
- ・管理費が総支出額の2分の1以下の法人は約9割。

公益法人本来の事業費が総支出額の2分の1以上の割合

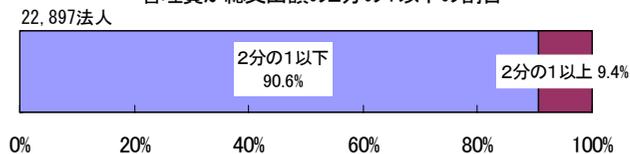


2分の1以上の法人数

国所管法人 3,429法人

都道府県所管法人 7,427法人

管理費が総支出額の2分の1以下の割合



2分の1以下の法人数

国所管法人 6,555法人

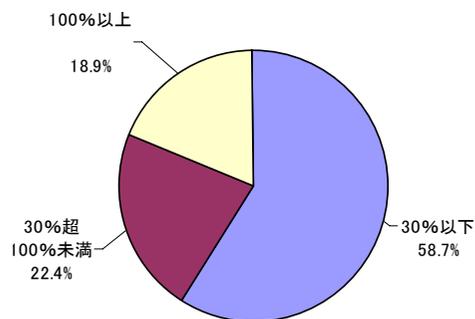
都道府県所管法人 16,492法人

#### ⑤ 内部留保

指導監督基準に基づく運用指針では、内部留保は、事業費・管理費等の合計額の30%程度以下であることが望ましい旨規定。

- ・内部留保の水準が30%以下の法人は約6割を占める。

内部留保の水準別の割合



#### ⑥ ホームページの開設と情報公開

「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申し合わせにおいては、業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請する旨規定。

- ・国所管法人のホームページ開設率は81.2%、都道府県所管法人のホームページ開設率は45.1%。
- ・一方、役員名簿及び財務関係情報等の公開率は低くなっている。
- ・特に、都道府県所管法人においては、一層の改善が必要。

ホームページの開設及び項目別掲載状況 (%)

所管官庁	HP 開設率	役員 名簿	事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表
国所管	81.2	69.6	62.0	62.0	57.9	59.6
都道府県所管	45.1	19.6	13.4	12.3	10.6	11.5
全体	54.6	33.6	27.1	26.3	23.9	25.0

(注) 各項目の割合は、法人数を分母として計算。

### 3 立入検査の状況

公益法人に対する立入検査については、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、少なくとも3年に1回実施することとされたところ。

1 立入検査実施法人数（平成17年度）  
 延べ2,905法人（国所管法人数全体7,312法人の39.7%）

2 立入検査の実施結果の概要  
 平成17年度立入検査実施法人（2,905法人）のうち、改善すべき点のあった法人数は延べ1,131法人（38.9%）。  
 改善すべき点のあった法人の内容を見ると、およそ6割の法人が運営面若しくは財務・会計面で改善すべき点があると指摘されている。なお、各府省による主な指摘事項は以下のとおり。

（主な改善指摘事項）

- ・ 事務処理等に関する規程が整備されていない。
- ・ 登記事項の変更手続が適切に行われていない。
- ・ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない。
- ・ 計算書類において必要な注記が設けられていない。
- ・ 内部留保の水準が高い。

※なお、改善指摘事項については、各府省から法人に対し、適切な指導を実施。

3 平成15年度～17年度立入検査実施法人数  
 延べ7,220法人（国所管法人数全体7,312法人の98.7%）

平成17年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

府 省 名	所管公益法人数	平成17年度立入検査実施法人数	平成17年度に改善すべき点のあった法人数	平成15年度～17年度立入検査実施法人数	平成15年度～17年度立入検査実施率（%） （平成15年度～17年度実施法人数/所管法人数×100）
内 閣 府	90	23	13	90	100.0
警 察 庁	50	49	2	51	100.0
防 衛 庁	22	8	8	22	100.0
金 融 庁	134	60	50	134	100.0
総 務 省	310	118	37	308	99.4
法 務 省	137	64	16	136	99.3
外 務 省	225	72	3	207	92.0
財 務 省	708	359	102	706	99.7
文 部 科 学 省	1,940	639	254	1,900	97.9
厚 生 労 働 省	1,160	363	182	1,134	97.8
農 林 水 産 省	446	284	106	446	100.0
経 済 産 業 省	836	230	107	835	99.9
国 土 交 通 省	1,161	608	241	1,161	100.0
環 境 省	93	28	10	90	96.8
合 計	7,312	2,905	1,131	7,220	98.7

※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。  
 ※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。  
 ※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。  
 ※ 平成15年度～17年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。  
 なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

#### 4. 公益法人と行政のかかわり等について

##### ① 行政委託型法人等の状況

平成17年10月1日時点における国所管の行政委託型法人等（法令等に基づき事業の委託・推薦等を受けている法人）の数は433法人。

委託等、推薦等の内訳については、以下のとおり。

（単位：法人）

委託等			推薦等			合計
検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計	
98	119	205	280	11	289	433

※それぞれの計及び合計は共管による重複を除いた実数である。

##### ② 公益法人に対する補助金・委託費等

所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況は以下のとおり。

（金額は平成16年度決算ベース）

所管官庁	補助金・委託費等の総額 （億円）	交付法人数 （法人）
国	4,444 (4,906)	944 (958)
都道府県	7,278 (8,267)	5,417 (5,528)

※（ ）内の数字は、平成15年度決算ベースの数字である。

##### ③ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

平成14年3月の閣議決定において、官民の役割分担や財政負担の縮減等の観点から、委託・推薦等に係る事務・事業、補助金等について、制度の廃止や民間参入の促進等の必要な措置を講ずることとされた。平成17年度末時点におけるこれらの措置状況は以下のとおり。

	対象制度数、 件数	必要な措置を 講じたものの 数	割合（%）
委託等に係る 事務・事業	88 (85)	88 (85)	100 (100)
推薦等に係る 事務・事業	107 (107)	106 (106)	99.1 (99.1)
補助金等の見直し	369 (332)	358 (332)	97.0 (100)

※1（ ）内の数字はそれぞれ、今年度調査時点までに措置することとされた制度等に係る状況であり、内数である。

※2 「補助金等の見直し」の「必要な措置を講じたものの数」は、特段の理由があり必要な措置を講ずる必要がないとされた事項を含む。

④ 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況の概要

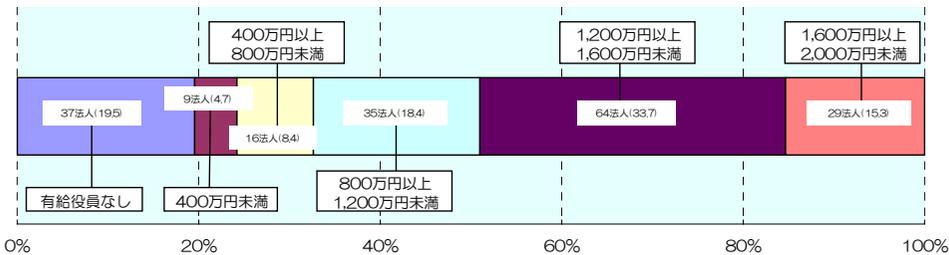
国から補助金等を受けている等の公益法人（対象法人は1,113法人。注1）において、具体的支給水準が明らかになっている報酬・退職金規程の整備状況

- ・報酬規程 1,113法人（100%）
- ・退職金規程 1,113法人（100%）

国と特に密接な関係を持つ公益法人（対象法人は190法人。注2）の役員報酬の水準については以下のとおり。

なお、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人はなかった。

有給常勤役員の年間報酬額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



（注1）国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成16年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

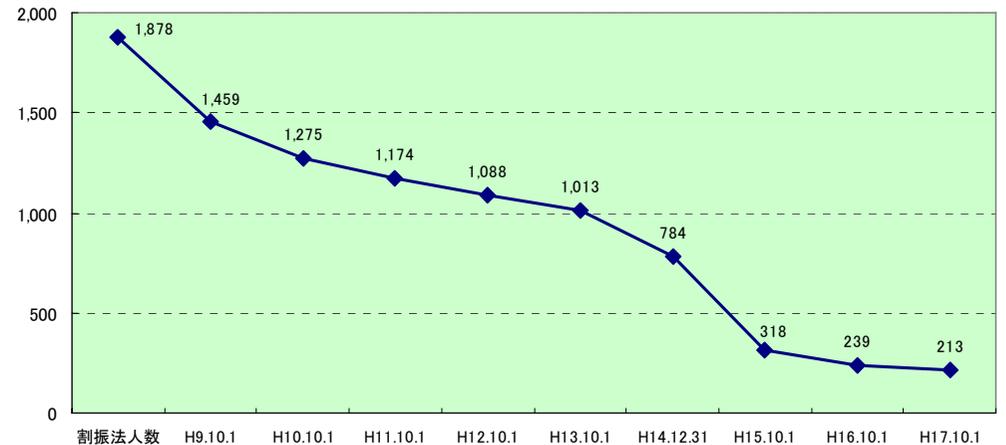
（注2）国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成16年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

⑤ 所管不明法人の処理

平成14年3月の処理促進の通知に沿って、1,665法人（対象法人の88.7%、前年度比1.4ポイント増（国所管法人は459法人、93.9%、都道府県所管法人は1,211法人、86.9%））の処理が終了・確定。

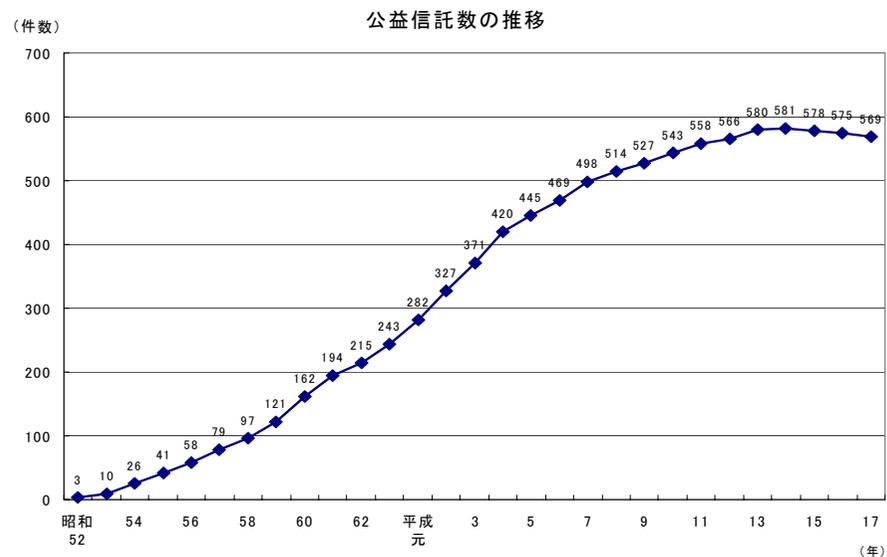
なお、平成17年10月1日現在で213ある未処理法人（国所管法人30法人、都道府県所管法人183法人）について、割り振られた各所管官庁において早急な処理を実施中。

所管不明法人数の推移（国・都道府県所管合計）



## 5 公益信託の現況（平成 17 年 10 月 1 日現在）

- ・公益信託件数は 569 で、ほぼ横ばいで推移。
- ・信託財産の規模は 1 千万円以上 5 千万円未満が約 4 割を占める。



信託財産の規模別割合

